

相手国 国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令の日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
スリランカ	スリランカ民主主義共和国 政府に対する贈与に関する日本 国政府とスリランカ民主主義 共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係を 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	500,000千円 ----- -----	H26.3.11 コロンボ で (同日)	日本側 粗信仁在スリラン カ大使 カン B・M・S スリランカ財務・計画省 ・バタコダ財務・計画 副次官	H26.3.28 94号
スリランカ	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とスリラン カ民主主義共和国政府との 間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入 に当るため、両政府の間関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	215,000千円 H31.12.31まで ----- -----	H26.6.2 コロンボ で (同日)	日本側 粗信仁在スリラン カ大使 カン P・B・ジ スリランカ財務・計画 省次官	H26.6.16 195号
スリランカ	スリランカ民主主義共和国 政府に対する贈与に関する日本 国政府とスリランカ民主主義 共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の間関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	200,000千円 ----- -----	H26.11.26 コロンボ で (同日)	日本側 粗信仁在スリラン カ大使 カン P・B・ジ スリランカ財務・計画 省次官	H26.12.22 403号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。